(ポイント)

●ネパール政府は、3月24日から継続していたロックダウンを本7月22日(水)から解除することを発表しました。但し、一部の活動については、依然としてコロナウイルスの感染防止措置として引き続き活動を行うことを制限しております。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-69)

ネパール政府のロックダウンの解除について

ネパール政府は、3月24日から継続していたロックダウンを本7月22日(水)から解除することを発表しました。但し、一部の活動については、依然としてコロナウイルスの感染防止措置として引き続き活動を行うことを制限しております。

- 1 主に活動が認められたものは以下のとおりです。
- ・各郡内の車両移動制限(偶数・奇数ナンバー)の解除 (7月30日から活動が認められるもの)
- ・ホテル、レストラン等の営業再開
- ・旅行、トレッキング等の営業再開 (8月17日から活動が認められるもの)
- ・国際線、国内線フライトの運航
- ・郡をまたぐ中・長距離バス等公共交通機関の運行、私用車の郡をまたぐ中・長距離 移動
- 2 引き続き、活動が認められないものは以下のとおりです。
- ·教育活動(学校、大学、専門学校、塾)
- 会議、セミナー、研修
- ・デモ、集会
- ・映画館、パーティー会場、ダンスバー等のレクレーション施設
- ・サロン、美容院
- ・ジム、スパ、スイミングプール等の健康施設
- ・グループで行うスポーツ、スタジアム・グラウンド等で行われる催し物
- 宗教施設等
- · 図書館、美術館、動物園
- ※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を 提出するようおすすめ願います。(オンライン在留届 H P:

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html)

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに 大使館までご連絡ください。 ※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録された メールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国 届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があり ます。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。(了)